

前払式支払手段情報提供事項	
前払式支払手段の名称	ギフトプレモ
氏名・商号又は名称	株式会社ジェーシービー
支払可能金額等	本カード1枚当たりのチャージできる上限額は、5万円です。
有効期間又は期限	有効期限は、発行日、最後にチャージした日、最後にバリューを使用した日、最後にバリュー残高を移行した日のいずれか遅い日（当日を含む）から起算して1年間（1年365日）です。
使用できる施設又は場所の範囲	<p>次のマークのあるウェブサイトで利用できます。 日本国内でのみ利用可能です。 ※一部利用できない商品などがあります。</p> 
利用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カード番号、認証番号を必ずお控えのうえ、利用ください。</li> <li>・ カード番号および認証番号は、ウェブサイトでのご利用およびJCBプレモマイページのログイン等に使用するものです。</li> <li>・ ギフトプレモへのチャージ、バリュー残高移行をご利用の方は、JCBプレモマイページで認証番号を変更してご利用ください。</li> <li>・ 認証番号を変更すると、ギフトプレモウェブサイトで残高/有効期限の表示ができません。認証番号を変更された方はJCBプレモマイページ、またはスマホアプリのJCBプレモウォレットをご利用ください。</li> <li>・ 認証番号を変更されても、ギフトプレモウェブサイトに表示される初期認証番号は更新されません。</li> <li>・ ウェブサイトでの利用やJCBプレモマイページログイン、バリュー残高移行などの際に、認証番号の入力を当社所定の上限回数以上間違えた場合、および、認証番号変更後にギフトプレモウェブサイトにて一定回数以上の残高/有効期限表示を行った場合、ギフトプレモが利用できなくなります。</li> <li>・ 1回あたりのチャージ上限額は2万9千円です。なお、チャージ方法によっては1日あたりのチャージ上限額の設定があり、1回あたりのチャージ上限額以下であっても、1日あたりのチャージ上限額を超えてチャージをすることができません。（対象となるチャージ方法およびチャージ上限額は、当社所定のウェブサイトに掲示します。）</li> <li>・ ギフトプレモの利用規約同意前に限り、ギフトプレモを譲渡できます。この場合を除き、譲渡することはできません。</li> <li>・ 1日あたりのバリュー残高移行上限額は、出金および入金あわせてカード1枚につき5千円です。</li> <li>・ 有効期限経過後は無効となり、ギフトプレモは利用できません。払い戻しもしませんので、ご注意ください。</li> <li>・ ギフトプレモウェブサイトのURL紛失、表示期限終了等による払い戻しや、再発行は行いません。</li> <li>・ 第三者によりギフトプレモ、カード番号および認証番号が使用された場合、当社は責任を負いません。管理には十分ご注意ください。</li> <li>・ ギフトプレモは、換金することができません。</li> </ul>
未使用残高の確認方法	バリュー残高および有効期限は、ギフトプレモウェブサイト、またはJCBプレモマイページで確認できます。また、バリュー残高および有効期限は、ウェブサイトでの利用時に確認できる場合があります。
前払式支払手段の発行の業務の内容に応じて、損失が発生する恐れのある具体的な場面ごとの被害者に対する損失の補償有無	当社と連携するクレジットカード会社又は銀行等（以下「連携先」といいます。）が提供するサービス（クレジットカードチャージ、Pay-easyチャージを含みますが、これらに限られません。）に起因して、不正取引により損失を被った場合には、連携先のサービス利用者は、連携先所定の窓口にご連絡ください。この場合、連携先が提供するサービスに関する利用規約その他連携先が定める各種規定の内容に従って、申告内容、損失の内容その他の事情を勘案の上、連携先により補償その他の対応が講じられます。
不正取引の公開基準	当社は、不正取引が発生した場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大（二次被害）を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに連携先と協力の上必要な情報を公表いたします。

利用者資金の保全方法	<p>■資金決済法14条1項の規定趣旨 前払式支払手段の保有者保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日および9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局に供託等することにより資金保全することが義務づけられています。</p> <p>■資金決済法31条1項に規定する権利の内容 万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。</p> <p>■発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別 当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。 ・発行保証金保全契約</p> <p>■発行保証金保全契約の相手方の氏名、商号又は名称： ・日本割賦保証株式会社 ・株式会社三菱UFJ銀行 ・株式会社みずほ銀行 ・損害保険ジャパン株式会社 ・日本生命保険相互会社 ・株式会社北洋銀行 ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</p>
約款等	有 詳しくはJCBホームページの利用約款・特約をご確認ください。 <a href="https://www.jcb.co.jp/kiyaku/pdf/jcb_premo_giftee.pdf">https://www.jcb.co.jp/kiyaku/pdf/jcb_premo_giftee.pdf</a>
備考	JCBプレモデスクの受付時間は、9：00AM～5：00PMです。
苦情又は相談窓口	
所在地	〒107-8686 東京都 港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア
連絡先電話番号	0570-06-4743 JCBプレモデスク